

はじめに

【補助事業の設計にあたっての基本的な考え方】

富良野市の中小企業支援に向けた補助事業制度は、富良野商工会議所、山部商工会など市内商工団体関係者からなる富良野市中小企業振興促進審議会にて制度の検討を適宜行い、その「基本的な考え方」を定め、中小企業のニーズに応じて制度拡充を図り、事業者がより活用しやすい制度となるよう努めています。基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・補助金交付事業の実施により、富良野市の商業と観光業の魅力が高まることにつながるもの
- ・今後の店舗減少に備え、また、富良野市経済を支える事業者を確保するため、新規参入や事業承継を促すことにつながるもの
- ・補助事業の実施の効果が、事業者のみ恩恵を被るものではなく、市民、富良野市を訪れる観光客が魅力を感じるような買い物・消費環境づくり、市民生活にかかわりが深いもの
- ・域外マネーを獲得できる産業育成につながるもの
- ・基幹産業の農業と連動した6次産業化や農商工連携の推進につながるもの
- ・市内商工業者の「ものづくり」の気運を高めることにつながるもの
- ・基幹産業である観光産業の振興につながるもの
- ・補助事業の実施をきっかけとして、新たな商工業振興の取り組みを誘発することにつながるもの
- ・買い物が不便と認められる地域における出店支援につながるもの
- ・市内中小企業者の人材確保や就職後の定着につながるもの

【この事業の補助金を受けることができる方】（規則別表第2より）

補助対象事業名	申請ができるもの
店舗等新築改修費補助事業	物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館等、製造業の工場のうち、市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）
新規出店家賃補助事業	物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館等のうち、市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）
人材育成促進事業	中小企業団体等
新規イベント支援事業	中小企業団体等
情報発信PR支援事業	中小企業団体等又は連携中小企業者（構成する中小企業者には農業者又は農業生産法人も含む）
新規創業応援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）
事業拡大支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）
創業者経営支援事業	中小企業者等（NPO法人も含む）
買い物不便地域出店促進事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）
住宅支援企業応援補助事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）又は学校法人、医療法人、農業協同組合
IT導入支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）
地域特産品・ふるさと納税返礼品開発等支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）
事業承継等支援事業	事業承継を行い、市内で事業を営む中小企業者
採用活動支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）又は学校法人、医療法人、農業協同組合
職場環境等整備支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）又は学校法人、医療法人、農業協同組合
人材開発支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）又は学校法人、医療法人、農業協同組合

※「市長が対象と認めた業種」＝日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）（総務省HP参照：https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumokusetsumei.html）に掲げる中分類の単位で判断し、「その他の～」又は「(他に分類されないもの)」のように、多様な分類をひとまとめにしている中分類においては、小分類で対象、対象外の選別を行います。対象となる業種は各補助ページを参照。

【補助金の対象となる条件】

- ・ 申請時に市税の滞納がないもの（規則第4条）。
- ・ 富良野市内で事業を営む富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有しているもの。

※「主たる事務所を本市内に有している」とは、市内への法人登記や支店登記など、市内で事業を営んでいることが客観的に証明できることをいいます。

- ・ 富良野市や商工会議所、商工会が実施する各種調査へ随時協力するもの
- ・ 市外から新たに市内進出して、市内に支店登記した事務所を有している又はその予定の中小事業者は、新規創業応援事業、店舗等新築改修費補助事業、新規出店家賃補助事業の申請をすることができます。
- ・ 市内の雇用確保に寄与すると市長が認めたホテル旅館等及び工場で、富良野市民を申請時点で3人以上正規雇用しているものについては、本市内に主たる事務所をもたない中小企業等であっても店舗等新築改修費補助事業の対象とします。なおこの場合においても、補助の対象となるのは中小企業者等に該当するものに限られます。
- ・ 人材不足が深刻化し、市内事業者の廃業や事業縮小、サービス低下など企業活動に不利益をもたらしており、これは観光産業や市民生活にも大きな影響を及ぼしています。（2024年4月現在）。そのため、人材確保および定着の促進を目的とする、住宅支援企業応援補助事業、採用活動支援事業、職場環境等整備支援事業、人材開発支援事業については、特例措置として市が認めた以下の業種に限定して中小企業者等に該当せずとも補助申請することができます。
対象業種 ・ 学校法人 ・ 医療法人 ・ 農業協同組合

【補助金の対象とはしない（ならない）共通条件】

○ 補助の対象としない中小企業者（一般条件）

- ・ 市税を滞納している中小企業者は申請できません（規則第4条）。
- ・ この事業による補助は、次に掲げる店舗等、中小企業者には行いません（規則第3条、第4条）。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員が役員に就任している中小企業者等

※中小企業者が申請者となる場合は、補助金交付申請時に、上記に該当しないことを誓約していただきます（誓約書を申請時に提出）。もし、虚偽の申請が発覚した場合、富良野市長は、交付決定の中止や補助金の返還を命じることがあります。

○ 補助の対象としない事業（一般条件）

- ・ 申請しようとする事業が、国又は北海道等の各種助成等を受けた又は受けることが確実な事業（事業の分離が明確にできるものはこの限りでない）。
- ・ 風俗関連営業店舗等に関する事業

※ただし、中小企業団体で、風俗営業等の店舗等を営業する中小企業者等が加盟するものについては、この限りではありません。

○ 他の補助金との併給の禁止

- ・ この補助金は、原則として、申請する事業が国又は北海道等の各種助成事業に該当し、助成等の措置を受けた場合、対象となりません（規則第3条第3項第1号）。ただし、店舗等新築改修費補助事業については、他の補助金の対象経費を除いて対象経費を積み上げ、要件を満たせば対象にできます。

（参考）条例第4条第2項

富良野市企業振興促進条例（昭和62年条例第17号）及び富良野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例（平成22年条例第13号）並びに他の法律等の規定により助成及び税の減免等の措置を受けたものは、前項の規定による助成の対象としない。ただし、一般公衆の利便性を図るための施設等で、特に市長が必要と認めるものについてはこの限りでない。

- ・また、中小企業振興総合補助金メニューが同一申請者によって申請するケースも考えられます。例えば、新規創業応援事業の対象とならない新規創業者が、店舗改修と家賃補助の両方を申請するケースです。この場合、補助対象とする事業内容が、改修工事に係る経費について補助するもの、賃借料に対して補助するものと、対象事業が異なるため、併給にはあたりません。

○ 補助対象を限定するのはなぜか

富良野市の中小企業振興のための事業は、大きく分けると、融資制度と、補助金制度があります。このうち融資制度は、多くの中小企業者に活用していただける内容としており、利子補給や保証料補給を行っています。一方、補助金は、特定の政策に基づき事業が行われるため、融資制度よりも補助の対象業種や対象事業をより限定せざるを得ません。

※店舗等新築改修費補助事業、新規出店家賃補助事業、新規創業応援事業の一部加算の対象を限定しているのは、こうした事業の経営者は、高齢化が進んでおり、今後、廃業が増えることが想定されます。上記の補助事業の設計にあたっての基本的な考え方にに基づき、市民、観光客の消費活動により密接に関係すると市長が認めた店舗等、ものづくり支援の観点から、集中支援することにしていきます。

【各用語の定義】

○ 中小企業者

- ・中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定めるものをいいます。（条例第 2 条第 1 項第 1 号）

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○ 中小企業者等

中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに市長が特に認める団体をいいます（条例第 2 条第 1 項第 1 号、条例施行規則第 2 条第 2 項）。

市長が特に認める団体

①市長が特に認める団体の例示

- ・商工会又は商工会議所
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条の規定に定める一般社団法人等
- ・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の規定に定める特定非営利活動法人
- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定に定める社会福祉法人
- ・労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に基づき設立された労働者協同組合
- ・商店街組織

②団体の活動内容等を把握した上で特認とするかどうか、市長が判断するもの

- ・実行委員会
- ・その他の任意団体

③この条例において市長が特に認める団体に該当しないもの

- ・町内会、区会
- ・連合町内会
- ・農事組合
- ・その他の地縁団体

※この補助金は、中小企業者等への支援を通じて中小企業の振興、経済の振興を図ることを目的としていることから、町内会等の事業については対象外とします。市民生活部市民協働課で所管する地域づくり推進事業補助の活用を検討ください。

※〇〇振興会、〇〇振興協議会など、地域おこし等の活動を行う任意団体がこの補助金を受けることができるかどうかについては、団体の活動内容、申請事業内容等を把握した上で特認とするか市長が判断することとします。

※事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合は、主たる事務所を本市内に有し、かつ組合員の 4 分の 3 以上のものがその事務所を本市内に有しているものに限り、申請者の資格を有するものとしてします。

○ 中小企業団体等

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会議所、商店街組織、市長が特に認める団体及び特定非営利活動法人並びに中心市街地の活性化を図るため市が出資する法人をいう（規則第2条第1項第6号）。

○ 連携中小企業者

- ・情報発信PR事業のみ、「連携中小企業者」が補助申請できます。この補助は、中小企業者等の連携を促すことも目的に含まれていることから、団体等の設立の有無を問わず、中小企業者等間の連携が確認できれば、補助金交付の対象とするものです。よって、一般に行われているような、一企業の広告宣伝事業を支援するものではありません。
- ・連携の定義は、市内に主たる事務所をもつ中小企業者2つ以上が連携して事業を行うもの（規則第2条第1項第7号）としています。また、この事業における連携中小企業者には、物品の小売、サービス業、飲食業、ホテル旅館等を営む中小企業者が必ず含まれることが条件となっています。連携する中小企業者に農業者又は農業生産法人が含まれているものも対象です。

○ 街路灯維持管理団体

- ・商店街振興組合、商店街組織又はその他法人化されていない任意団体等で、街路灯を維持管理するものをいう（規則第2条第1項第6号）。

○ ホテル旅館等

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業を目的とする施設で規則の別表第1に掲げるものを除くものをいいます。

規則 別表第1（第2条第1項第3号関係）ホテル旅館等とは見なさない施設

モーテル 類似施設	<p>いわゆる類似モーテル、ラブホテルの類いで、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業を目的とする施設のうち、異性を同伴する客に利用させることを目的とするものと見なされるもので、次に掲げる構造設備を具備していないものをいう。</p> <p>(1) 宿泊し、又は休憩しようとする者の受付、応接に適する広さを有する玄関、帳場及びフロントを有し、かつ、客の確認が充分できる構造となっている施設</p> <p>(2) 前号の施設を経由して、各室に通じる共用の廊下（階段、昇降機等を含む。）を通過して入室する構造となっているもの。ただし、各部屋がそれぞれ独立しているもの（いわゆる一戸建）については、渡り廊下、通路等が共用のもの又は外部から見通しのできる構造となっているもの</p> <p>(3) 営業時間中、客が自由に出入りすることのできる玄関</p> <p>(4) 客が自由に利用することができるロビー、応接室、談話室等の施設設備</p>
下宿	旅館業法第2条第4項に掲げるものをいう。

<p>旅館業法（抄）</p> <p>第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。</p> <p>2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。</p> <p>3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。</p> <p>4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。</p> <p>5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。</p>
--

○ 工場（規則第2条第1項第5号）

工場は、製造業（総務省が告示する日本標準産業分類に掲げる大分類のうち製造業に該当する事業をいう。）を営み、物の製造又は加工を行う施設をいいます。

○ 物品の卸売業若しくは小売販売業又はサービス業の店舗の対象範囲

- ・規則第2条第2号では、「店舗等」という言葉の意義を、「物品の卸売業若しくは小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店及びホテル旅館等」と定義していますが、ここでは、補助事業の対象となる物品の小売販売業、サービスの範囲を定めます。
- ・対象、対象外の選別にあたっては、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる中分類の単位で判断し、「その他の～」又は「（他に分類されないもの）」のように、多様な分類をひとまとめにしている中分類においては、小分類で対象、対象外の選別を行いました。対象となる業種は各補助事業のページをご確認ください。

○ 風俗関連営業店舗等に関する事業

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定される風俗営業又は同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業の店舗等に関する事業風俗営業又は同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業の店舗等に関する事業をいいます。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

（中略）

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

○ 正規雇用

下記の①から④の条件すべてに合致していること

①事業主と労働者との間で雇用期間の定めのない労働契約を締結している

②1週間の所定労働時間が、通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一であること（30時間未満の者を除く）

③通常の労働者と毎月の給与の計算方法が同一であること

④支給される手当や賞与について、通常の労働者と同じ制度が適用されていること。ただし、同じ制度を適用しないことに合理的な理由があると認められるものについてはこの限りでない。

⇒通常の労働者＝「同じ事業所にて雇用されているフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者（週30時間未満の労働時間のものを除く）」

※①生計を同一とする親族を雇用するもの、②2親等以内の親族を雇用するものについては、新規雇用者数には含めない。

○ 通年営業

旅館ホテル、小売業の店舗など業種を問わず、例年、連続1か月を超えて休業（施設改修等に伴う休業を除く）している店舗は、通年営業とはみなさないこととしています。

【補助金の算出について】

本補助金は、対象経費に各事業の定めによる補助率を乗じて得た補助金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

【消費税の取り扱いについて（対象経費から消費税相当分が除かれる理由）】

- ・消費税の課税事業者で「本則課税制度」で消費税額を計算している事業者は、課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額を差し引いた額を消費税として納付することになります。
- ・つまり、課税仕入等に係る消費税額は、申告の際、還付されるのと同様の取り扱いとなるため、当該消費税分をあらかじめ補助対象経費から除くか、消費税申告にあわせて当該消費税分に係る補助金相当額を市へ返還する必要が生じます。

※店舗等新築改修費補助事業については、消費税は補助対象外となりますので、あらかじめ補助対象経費から除いてください。

消費税法に係る納税対応状況	補助対象経費に係る消費税の取り扱い
非事業者	対象経費に含むことができる
免税事業者	対象経費に含むことができる
課税事業者のうち「簡易課税事業者」 ※年間課税売上高が5,000万円以下で、税務署にて簡易課税制度適用の手続をした事業者	対象経費に含むことができる
課税事業者のうち「本則課税事業者」 ※年間課税売上高が5,000万円を超えている事業者 ※年間課税売上高が5,000万円以下で、税務署にて簡易課税制度適用の手続をしなかった事業者 ※資本金1,000万円以上の法人	対象経費からあらかじめ除くか、補助対象事業に係る消費税申告を行った段階で、控除された消費税に係る補助金相当額を市へ返還

- ・納税対応状況を把握するため、補助金交付申請時に、「納税対応状況申出書」を提出いただきます。本則課税事業者である場合は、提出が不要としています（逆に言えば提出がない場合は、本則課税事業者とみなします）。
- ・申請時に「免税事業者」であった場合でも、補助対象事業の執行中に「課税事業者」となる場合があります。

(国税庁の資料より)

事業者免税点制度の適用要件が見直されました

平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間（※）の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。詳しくはパンフレット「消費税法改正のお知らせ」（平成23年9月）をご覧ください（国税庁ホームページからダウンロードできます）。

※特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間をいいます。

- ・補助対象期間を含む会計年度の消費税納税対応状況が変更になった場合は、市へ速やかに届け出てください。

(参考資料)

補助事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）より

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者は消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

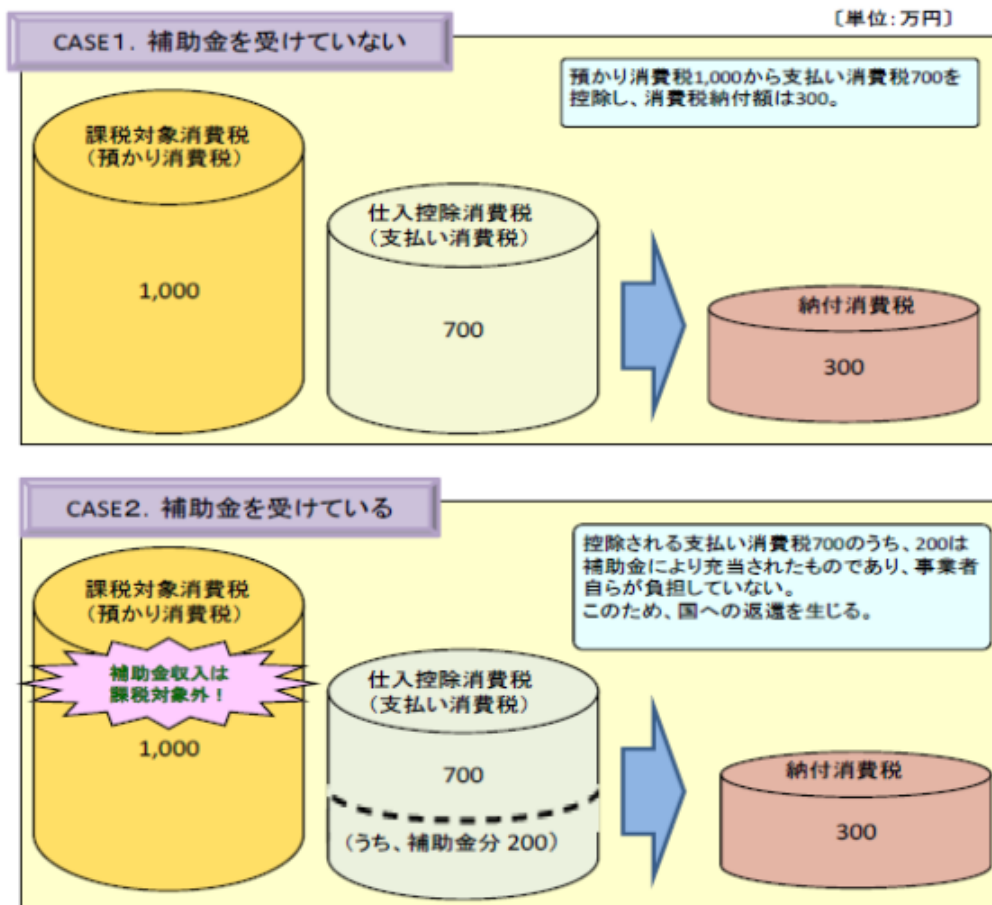
したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に従い国に返還しなければなりません。（下記参照）

事業活動による売上に係る消費税（預かり消費税）が1,000万円、仕入に係る消費税（支払い消費税）を700万円として消費税の確定申告を行ったとする。

この事業者は、国から補助金を受けていない場合、 $1,000 - 700 = 300$ 万円の消費税額を税務署に納めるのみである。〈CASE1〉

しかし、補助金を受け、仮に支払い消費税700万円のうち200万円が補助金によるものであったとする。この場合、当該200万円は預かり消費税1,000万円には計上されない一方、支払い消費税700万円には計上される。このため、CASE1（税務署への納付）に加え、自らが負担していない当該200万円を国へ返還することも必要となる。〈CASE2〉

〈注〉ここでは、支払い消費税額700万円全額の控除が認められたことを想定。



【市税の滞納がないことの証明について】

- ・この補助金の交付を受けるためには、市税の滞納がないことが条件となるため（規則第4条）、そのことを証明する書類（「納税証明書」または「滞納がないことの証明書」のどちらか）が必要になります。
- ・納税証明書を発行する場合で、個人事業者の場合は、市税（市民税、固定資産税、国保税）すべての証明書を（共同経営の場合は、経営に携わる者すべての納税証明書）、法人事業者の場合は、法人に係る市税（法人市民税、固定資産税）の納税証明書を添付してください。
- ・納税証明書の発行は総合窓口（複合庁舎1階窓口）、滞納がないことの証明書の発行や納税相談は、税務課（複合庁舎2階4－3番窓口）となります。

※留意事項

- ①富良野市へ転入する前の市区町村の納税証明は不要です。
- ②国税、道税の納税証明書については添付不要です。
- ③申請書に添付する納税証明書または滞納がないことの証明書は、申請日の1週間以内の発行のものに限ります。

【補助金の返還について】

- ・助成決定者が①から③の条件に該当する場合、補助金交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることがあります（条例第12条）。
 - ①申請書その他に虚偽の記載をしたとき
 - ②条例規則に違反したとき
 - ③その他不正行為があったとき
- ・補助金の返還が命じられた場合、市費補助金規則（昭和62年規則第23号）の規定が適用となり、返還すべき補助金額に加え、違約加算金及び違約延滞金を納付しなければなりません。

市費補助金交付規則（抄）

（違約加算金及び違約延滞金）

- 第9条 補助金の交付を受けたものが、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金の返還を命じられたものが、納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

【中古品の取扱いについて】

- ・物価高による様々なモノの価格高騰や半導体など製造材料の不足による新品商品の販売数減少やSDG'sの観点から、中古品の取引が活発化しています。
 - ・富良野市としても「2050年ゼロカーボンシティの表明」をしており、環境に配慮したカーボンニュートラルの取り組みを推進しています。
 - ・以上のことから、企業の投資金額抑制や事業の早期着手を支援するため、以下の一定要件を満たす中古品・中古機械等も補助対象とします。
- （中古品等の補助要件）
- ・製造年月日、性能が同程度の中古品の複数の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積書を取得すること
- ※中古品のプラットフォームであるメルカリのようなフリマアプリでの個人からの購入や、ヤフーオークションのようなオークションサイトなどでの購入は補助対象外
- ※中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費は補助対象外